平成２７年（フ）第３６号
鹿児島県鹿児島市新栄町17番10号　プレジデントヘイワ301号
債務者　吉村　賢司
1　決定年月日時　平成27年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１４号
鹿児島県霧島市隼人町東郷955番地１　アメニティⅢ101号室
債務者　富満　正治
1　決定年月日時　平成27年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第１９号
鹿児島県鹿屋市上祓川町9252番地
債務者　小薄千代子
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第５４７０号
大阪市大正区平尾２丁目10番２号
債務者　渡邊　明子
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５４３号
大阪市西淀川区御幣島６丁目11番27―610号
債務者　細川真由美
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５９２号
大阪市東淀川区西淡路５丁目４番７号
債務者　瀧本　　宏
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５６号
大阪市西成区太子１丁目５番２号　壱番館６、前住所島根県隠岐郡隠岐の島町原田816番地
債務者　若林　常義
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１７号
大阪府東大阪市稲葉３丁目14番14号　ＣＨＥＲＲＹ　ＣＯＵＲＴ201号、前住所大阪府東大阪市六万寺町１丁目９番16号
債務者　杉本　孝章
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７５号
大阪府門真市中町７番９号　ロータリーマンション中町203号
債務者　吉良タクシーこと　吉良幸仁雄
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４５号
大阪府東大阪市高井田本通７丁目２番13206号
債務者　酒井　克樹
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８４号
大阪府箕面市粟生間谷西２丁目４番８―304号、事業所所在地大阪府吹田市川岸町７―22
債務者　向山　一夫
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５８１号
大阪府豊中市蛍池南町２丁目11番８―206号
債務者　山中　竜也
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６７５号
大阪府八尾市北木の本５丁目65番地　グランドール106号
債務者　赤井　栄二
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８５７号
大阪市鶴見区鶴見５丁目９番５―1117号
債務者　北村　里美
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８６０号
大阪府守口市大宮通２丁目６番18号
債務者　中村　秀樹
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６５号
北九州市八幡東区枝光５丁目10番２―502号
債務者　柏田　　舞（旧姓尾澤）
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部